

## 「法律事務取扱規程」新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(法律事務の取扱いの基準)</p> <p>第4条 センターは、契約弁護士等による法律事務の取扱いの基準を次のとおり定める。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 契約弁護士等は、法律事務を取り扱う事件に関する依頼者等（支援法第30条第1項第2号及び第4号並びに同条第2項に基づく業務にあつては依頼者を、同条第1項第3号に基づく業務にあつては被疑者、被告人若しくは<u>審判に付された少年又は被害者参加人</u>をいう。以下同じ。）の意思を尊重して職務を行うものとする。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 契約弁護士等は、事件を受任したとき、<u>国選弁護士若しくは国選付添人に選任されたとき、又は国選被害者参加弁護士に選定されたときは、速やかに着手し、遅滞なく法律事務の取扱いをしなければならない。</u></p> <p>七～二十三 (略)</p>	<p>(法律事務の取扱いの基準)</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>一・二 (同左)</p> <p>三 契約弁護士等は、法律事務を取り扱う事件に関する依頼者等（支援法第30条第1項第2号及び第4号並びに同条第2項に基づく業務にあつては依頼者を、同条第1項第3号に基づく業務にあつては被疑者、被告人又は<u>審判に付された少年</u>をいう。以下同じ。）の意思を尊重して職務を行うものとする。</p> <p>四・五 (同左)</p> <p>六 契約弁護士等は、事件を受任し、<u>又は国選弁護士若しくは国選付添人に選任されたときは、速やかに着手し、遅滞なく法律事務の取扱いをしなければならない。</u></p> <p>七～二十三 (同左)</p>